

# ○論説：日本の「携帯乳児」制度がフィンランドの「家族ユニット」から学ぶこと—刑務所内で子どもを養育する意味を考える—

齋藤 実\*

## 1 刑務所内で子どもを養育する意味を考える

### (1) はじめに

刑務所内で子どもを養育すること（以下その子どもを「携帯乳児」という。）については、従来、必ずしも十分には論じられてこなかった。しかし、女子刑務所への関心が高まる中、その一環として携帯乳児制度についても俄かに議論がされるようになってきている。ただ、携帯乳児制度をどのように活用するかについては、未だ明確な方向性は定まっていない。本稿では、現行法や国際的な潮流などを見ながら、携帯乳児制度の今後のあり方について考えたい。その考えるヒントとして、比較法的な視点、特に世界的にも注目を集めているフィンランドの制度も併せ紹介したい。また、この問題は、単に刑務所での制度を考えるのみならず、子どもの将来の生育に与える影響、特に心理面に与える影響を看過することはできない。そこで、愛着理論の観点も踏まえながら、検討を加える。

本稿は多角的な視点から検討するため、本章では、まず、それぞれの視点について簡潔に説明を加えていきたい。

### (2) 刑事収容施設法及び監獄法について

日本の携帯乳児に関する歴史は古い。既に監獄法（明治41年3月28日法律第28号）12条において携帯乳児の規定が置かれていた。その後も、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年5月25日法律第50号、以

---

\* 弁護士・獨協大学法学部特任教授。

下「刑事収容施設法」という。)66条においても、類似の規定が置かれている。これらの法律では、法制度上、刑務所内で子どもを養育することは可能であるとしている。もっとも、両者の趣旨や規定の仕方はやや異なり、監獄法に比べると刑事収容施設法は、携帯乳児の期間や対象となる子どもを拡大している。

### (3) 国際的な潮流について<sup>1</sup>

携帯乳児制度は、現在の国際的な潮流にも合致する。すなわち、日本が1994年に批准した子どもの権利条約においては、「子どもの最善の利益」を守ることが謳われている(3条1項)。携帯乳児制度を用いることが「子どもの最善の利益」に資するのであれば、この制度を最大限活用すべきことになる。

さらに、近年では、子どもの権利条約に加えて、女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則(いわゆる「バンコク・ルールズ」、以下「バンコク・ルールズ」という。)も、国際的な要請として考慮する必要がある。ここにおいても、「子どもの最善の利益」が謳われており、女子受刑者が可能な限り、子どもと一緒にいる機会の保証等も、規定されている。

### (4) 愛着理論について

携帯乳児制度を考えるにあたっては、子どもが受刑中の親に養育されないことが、子どもの心理面に与える影響も考える必要がある。これは、愛着理論と関連する。近年の研究では、特に生後6か月から1歳半までの間の子どもと特定の人物との間の愛着の形成が、その子どもの心理面において大きく将来影響を与える、ということが分かってきている。この生後6か月から1歳半という期間は、携帯乳児として刑務所で生活する期間に合致する。そのため、携帯乳児を考えるにあたっては、愛着理論についても検討する必要がある。

### (5) 女子刑務所の現状について

このように法制度、国際的な要請、さらには愛着理論を考えると携帯乳児制度は積極的に活用されるべき、とも思われる。しかし、日本の携帯乳児制

---

1 2016年6月29日に放送されたNHKハートネットTV「密かに生まれる命 女子刑務所一 出産・育児は…」においても、矢野恵美教授(琉球大学)は国際的な観点を紹介している(<http://www.nhk.or.jp/hearttv-blog/700/248082.html>)。

度の現状を見ると、十分に活用されていないと言ってよい。その大きな理由の1つに、女子刑務所の置かれた厳しい現状がある。

すなわち、女子刑務所では、男子刑務所で行われているような受刑者を様々な指標で分類することが行われておらず、基本的にはWという単一の指標に分類される。そのため、女子刑務所では、様々なタイプの受刑者を一色単に処遇することになる。このことは、刑務官にとっては、大きなストレスを負わせる。のみならず、受刑者の中には、摂食障害、高齢者などの処遇困難者と呼ばれる受刑者も含まれるとともに、今なお、女子刑務所では収容率の高い状況が続いている。このような過酷な職場環境のため、退職する刑務官が後を絶ない。一定の経験を積んだ刑務官が退職するため、若手の刑務官が受刑者を対応せざるを得ない、という悪循環に陥っている。

日本で携帯乳児の問題を考えるにあたっては、このような女子刑務所の状況を念頭に置いたうえで、考える必要がある。

#### (6) 携帯乳児に関する現状について

携帯乳児について考えるうえで、実際に対象となりうる乳児数などの現状を知ることは不可欠であることは言うまでもない。しかし、日本では、親が受刑中の子どもの数自体が把握されていない。そこで参考のため諸外国の例を見ると、例えば、スウェーデンでは、受刑者を親に持つ子どもは、概ね3000人程度のいるとの調査結果がある<sup>2</sup>。この数字を、日本に簡単には引き直すことはできないものの、それでも少なくとも3万人を超える子どもがいるのではないかと推定される。この数字は、18歳未満の子どもの数字であるが、携帯乳児の対象となる1歳半未満の子どもの数も、決して少ないものではないことは想像がつく。もちろん、この中には、他方の親あるいは親戚に引き取られた子どももいるが、そのような環境にない子どもも一定数いることは否定できないであろう。監獄法下において、昭和31年には125人の携帯乳児が養育されていたことを考えると<sup>3</sup>、決して携帯乳児制度の対象となる子の数

2 平成28年8月28日、司法福祉学会「第17回こうべ大会」における第4分科会「受刑者を親に持つ子どもへの法的支援」での、矢野恵美教授（琉球大学）の発表による。

3 小野清一郎、朝倉京一『改訂 監獄法』（有斐閣、1970年）99頁。もっとも、児童福祉

は少なくない。

### (7) 小結

本稿の結論を明らかにするため、先に、私の考えを述べさせていただきたい。

私は、受刑者の子どもであれば、積極的に携帯乳児制度を活用すべき、とは考えていない。他の方法、例えば、他方の親や親戚、さらには里親制度を活用することが可能であれば、その可能性を先ずは探るべきである、と考えている。しかし、それらの方法を用いることが出来ず、子どもを社会福祉施設に入れざるを得ないような状況下で、しかも、受刑者に子どもを育てる適性のある場合、という状況下においては、携帯乳児制度を活用すべきである。このような場合には、まさに「子どもの最善の利益」に適うと考えられるからである。

## 2 携帯乳児制度に関連する法律及び条約

### (1) 刑事収容施設法と監獄法の携帯乳児制度について

携帯乳児制度については、刑事収容施設法66条で「子の養育」の規定が置かれている。同法1項で「刑事施設の長は、女子の被収容者がその子を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が1歳に達するまで、これを許すことができる。」とあり、受刑者の子どもは1歳に達するまでは、刑務所内で養育することが出来ることが明記されている。なお、既に幾つかの国では男女問わず子どもの養育ができる旨の規定が置かれているが、日本の場合、受刑者はあくまでも「女子」に限るという点は注意を要する<sup>4</sup>。

---

法上の措置の充実があり、その後、子どもの数は減少し、昭和37年には28人が入所している。

4 本来子育ては女性だけの問題ではない。刑事施設収用法では、「女子」とされており、携帯乳児の問題は女子刑務所のみ問題とされる。しかし、これは性別役割分担意識の表れであり、子育ては女性のみが行うものではなく、当然、男子の役割でもある。将来的には、男子刑務所においても、携帯乳児を収容するようになる必要がある。もっとも、現行法は女子と限定しながら、女子刑務所でさえ十分に活用されていない現状を考えると、先ずは女子刑務所における携帯乳児制度を考えることが現実的であろう。

さらに、2項において「刑事施設の長は、被収容者が、前項の規定により養育され1歳に達した子について、引き続き刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、その被収容者の心身の状況に照らして、又はその子を養育する上で、特に必要があるときは、引き続き六月間に限り、これを許すことができる。」とあり、この規定により、受刑者は自らの子どもを最大1歳半まで刑務所内で養育することが出来る。この趣旨は、「生後しばらくの間は母子が直接に触れあうことが子の健全な養育にとって好ましいことであり、また、出産後心身が不安定な状態になりがちな母親である被収容者にとっても好ましい場合があるということも考慮して設けられものであり、母親である被収容者に対する適正な処遇の実施という観点も含んだ制度」と説明される<sup>5</sup>。

携帯乳児制度に関する規定は、監獄法においても規定されていた。すわなち、12条1項は「新ニ入監スル婦女其子ヲ携帯センコトヲ謂フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り満1歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得」とし、同2項は「監獄ニ於テ分娩シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル」としている。

監獄法と刑事収容施設法とを比較すると、刑事収容施設法に規定される携帯乳児制度の特徴が、より明確になる。まず両者の趣旨をみると、監獄法では「乳児の保育上…必要やむを得ないという趣旨に出たものであり、「児童福祉法（昭和22年法164号）上の措置の充実に伴い、その範囲は次第に縮小するもの」<sup>6</sup>とされていた。これに対して、刑事収容施設法は、上記のように、子の健全な養育や被収容者に対する適正な処遇の実施、を趣旨としている。

さらに要件の違いをみると、刑事収容施設法では、①養育期間の延長を認め、また②規定の表現上携帯乳児を認める要件を緩和し、さらに③入所時に子の携帯の申請を不要としている点が特徴である。

まず、①養育期間の延長については、監獄法では認められず、「満1歳ニ至

---

そのため、本稿では女子刑務所を中心に扱った。ただ、繰り返しとなるが、将来的には、携帯乳児制度は、男子刑務所においても実現すべき問題である

5 林真琴・北村篤・名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法 改訂版』（有斐閣 2013年）272頁。

6 前掲4）98・99頁。

ルマテ」養育することが出来るに過ぎない。これに対して、刑事収容施設法は66条2項で、携帯乳児の養育期間を6か月間延長し、1歳半になるまで子を養育することを認めている。

次に、②携帯乳児を認める要件についてみると、監獄法1項では「必要ト認ムル場合ニ限り」と規定しており、限定的な表現をしている。これは、「客観的な家庭の事情、経済的理由、乳児の発育状況、生母である入監者の刑期等から判断して必要やむを得ないと認められる場合」と説明される<sup>7</sup>。これに対して、刑事収容施設法同条1項が「相当と認めるときは」とし、少なくとも規定上は、要件を緩和している。

さらに、③養育の対象となる子の範囲について、監獄法は「新ニ入監スル婦女其子ヲ携帯センコトヲ謂フトキ」としており、女子受刑者が入所する際に、子どもを携帯することの申請が必要となる。このことは、「入監後引き取ることは許されないことを意味する」<sup>8</sup>と説明される。これに対して、刑事収容施設法ではこのような限定をせず、入所時に申請は不要であり、この意味において養育の対象となる子の範囲を拡大している。

	監獄法	刑事収容施設法
趣旨	乳児の保育	子の健全な養育 被収容者の適切な処遇の実施
養育期間	1歳まで	1歳まで ただし、6ヶ月延長可
養育の要件	必要性	相当性
入所時に子の携帯の申請	必要	不要

## (2) 子どもの権利条約について

子どもの権利条約（日本は1994年に批准）3条1項は、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最

7 前掲3) 91頁。

8 前掲3) 99頁

善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定している。そのため、仮に、受刑者の子どもを刑務所内で養育することが、「子どもの最善の利益」になると判断された場合には、子どもの権利条約の観点からも妥当であるということになる。

さらに、同条約は、その9条1項で、「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が子どもを虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており子どもの居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。」とし、原則として、子どもが「父母から分離されないこと」を規定している。とすれば、携帯乳児制度は、まさに、子どもを少なくとも母から分離しないものであり、この条文にも資するものである。

このように見ると、子どもの権利条約の観点からも、携帯乳児制度は活用していくべきものと言えよう。

### (3) 女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（いわゆる「バンコク・ルールズ」）<sup>9</sup>

2010年、バンコク・ルールズが国連総会で採択され、翌2011年に発効している。バンコク・ルールズでは、被拘禁者処遇最低基準規則で運動及びスポーツについて規定した規則23条の補足として、「刑務所内の妊婦、授乳期にある母親、児童を同伴する母親」の章の中で、受刑者の子どもについての規定が置かれている。

すなわち、規則49条では、刑務所で母親と一緒に子どもが生活することにつき、「子どもの最善の利益に基づかなければならない。」とする。また、規

---

9 United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-Custodial Measures for Women offenders (the Bangkok Rules) <https://www.un.org/en/ecosoc/docs/2010/res%202010-16.pdf>

山内さやか「矯正に関する国際準則をめぐる最近の動向」刑政124巻5号82～92頁。

則50条では、女子受刑者が刑務所で子どもと一緒にいる「一緒にいる機会を最大限与えられなければならない」とする。さらに、規則52条1項で子どもと母親と分離の決定につき、「子どもの最善の利益に基づかなければならない。」としている。

このように、バンコク・ルールズでは、刑務所の中で受刑者である母親とその子どもと一緒にいることを基本とする。仮に両者を分離する場合でも、その判断は、子どもの最善の利益に基づいてされる。

#### (4) 小括

日本の国内法において、携帯乳児制度が定められている。これにより、携帯乳児は最長で1歳半になるまで女子刑務所において養育されうる。また、子ども権利条約で「子どもの最善の利益」を考慮することが規定され、原則として、親と子どもとの分離はすべきではないものとしている。さらに、近年批准されたバンコク・ルールズでも、子どもの権利条約と同様の考え方を示している。

では、そもそも、子どもを刑務所で生活させることは、「子どもの最善の利益」と言えるのであろうか。仮に、言えないとすれば、子どもを刑務所で生活させる、という選択肢は考えられないことになる。

例えば、ノルウェーでは、刑務所では一切子どもを育てていない。というのは刑務所で子どもを育てることは「子どもの最善の利益」にはならないと考えられているからである。このように考えられる背景には、ノルウェーの高度な社会福祉がある。社会福祉先進国のノルウェーにおいては、養子制度など「子どもの最善の利益」を実現する社会福祉を子どもに提供できる。そのため、ノルウェーでは、刑務所以上に「子どもの最善の利益」を確保できる場所があるため、刑務所で子どもを育てる必要はないと考えられているのである。たしかに、日本の選択肢の1つとして、ノルウェーのような方法も考えられなくてはならない。しかし、そのためには高度な社会福祉を提供する必要があるが、日本と社会福祉先進国ノルウェーを同等に考えることは難しい。特に、里親制度が十分に活用されていない日本の現状では、ノルウェーと同等に考えることはできない。とすると、改めて、刑務所の中で子どもを



育てることが「子どもの最善の利益」といえるかを考える必要がある。ここで考えるべきは、次にあげる愛着理論の考えである。

### 3 受刑者と子どもと一緒に育てる意味—愛着理論

近年の研究で、子どもと特別に選ばれた人物との関係が、不動のもととして確立する愛着の形成過程が、その後、特にその子どもの心理面において、大きく将来影響を与えることが明らかになってきている（愛着理論）<sup>10</sup>。愛着の形成にとって最も重要な時期は、生後6か月から1歳半くらい（最長で3歳くらいまで）であり、その間に愛着の形成ができない場合には、これ以降の愛着形成はスムーズにいかなくなる。逆に、ひとたび愛着の形成がされ、子どもにとって安定した心理状態ができると（一般に「安全基地」と呼ばれる。）、それは容易には解消されない。そのため、乳幼児期の愛着形成は、その子どもの将来にとって極めて重要である。

愛着の形成を脅かす深刻な状況は、1つには死別や離別により愛着対象がいなくなること、もう1つには守ってくれるはずの親から虐待を受け安全が脅かされる場合である。愛着の形成がうまくいかない場合には、将来、依存症、過食症、などの精神的なトラブルのもととなるばかりか、離婚や家族の崩壊、虐待やネグレクト、さらには非行や犯罪と言った様々な問題の背後の重要な要素ともなりうる。

このような愛着理論を考えた場合、親が受刑者であり、特に生後6か月から1歳子どもがいる場合、両者を分離することは、まさに子どもにとっては、愛着対象の存在を失うことになる。この状況を放置すると、これらの子どもは、愛着障害に陥る可能性が高くなる。

受刑者の子どもは、もちろん片方の親が受刑中であっても、もう一人の親に引き取られる、親戚に引き取られる、などの場合も考えられる。このよう

---

10 例えば、岡田尊司『愛着障害—子ども時代を引きずる人々』（光文社新書、2011年）では、人間が幸福に生きていくうえで、もっとも大切なものは安定した愛着であると言い、それにより子どもは安全基地を持つことが出来るという。それにより、将来、対人関係においても、仕事においても、高い適用能力を示すとする。本書は、愛着障害について極めて詳細に述べられている。

な場合には、特定の人物との関係が存在するものであることから、愛着が形成されうる。

問題は、このような環境にない子どもでもある。これらの子どもの中には、里親に引き取られ、その里親という特定の対象との関係が形成されることが考えられる。しかし、里親に引き取られる子どもの数は、必ずしも多くない。そのような場合、子どもは、乳児院等の社会福祉施設で育つこととなる。もちろん、社会福祉施設の職員の方々は、熱心に社会福祉を提供されている。子どもたちは、施設の職員から、強い愛情を受けることは少なくないであろう。しかし、それでも、社会福祉施設で育つことは愛着理論の関係からは、生育環境に限界があると言わざるを得ない。愛着形成するためには、「特別に選ばれた人物」ととの関係が重要である。しかし、マンパワーに限りある社会福祉施設では、このような特定の関係にはなりにくい。そのため、これらの子どもが愛着障害に陥っている可能性は否定できない。本来であれば、親や親戚に引き取り手のない子どもについては、里親に引き取られることが理想である<sup>11</sup>。しかし、今の日本では、そのような環境にないことが現状である<sup>12</sup>。

以上のように考えてみると、携帯乳児の対象年齢は、子どもにとって、心の安全基地を形成し、将来、心理的に発達していくうえで極めて重要な観点である。小野純平教授（法政大学）は、女子受刑者が子どもと乳幼児の期間一緒に生活することにより、子どもが心の安全基地を形成し心理的発達を補償するとする。さらに受刑者である母親にとっても、自らの子どもと刑務所内で生活することで更生の意欲や出所後の自立につながる、と指摘している<sup>13</sup>。

---

11 ノルウェーでは、子どもを刑務所で生活させないことは、先に述べたとおりである。その理由は、高度の社会福祉、特に里親制度が整っていることにある。受刑者の子どもで、引き取り手がいない場合には、全て里親に引き取られることになる。そのため、愛着理論の観点からも、子どもに特定の愛着の対象がおり、子どもを刑務所で生活させる必要はない、と考えられているのである。

12 厚生労働省「社会的養護の現状について」（平成28年7月）において、里親等委託、乳児院及び児童養護施設の割合で、里親等委託は16.48%、乳児院8.03%、児童養護施設75.49%となっている（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108941.pdf>）。

13 前掲1)。小野教授が指摘する、携帯乳児の制度が女子受刑者の改善更生に資するという考え方は、フィンランドの家族ユニットの考え方にも通じるものである。

## 4 日本の現状—なぜ携帯乳児制度が活用できないのか

### (1) 女子刑務所の現状

刑事収容施設法には携帯乳児の規定があり、さらには、子どもの権利条約、バンコク・ルールズなどの国際的潮流の観点からは、携帯乳児制度の活用を今後進めるべきであろう。また、2で見てきた愛着障害の観点からも、出来る限り携帯乳児制度を今後活用すべきようにも思える。

しかし、日本の現実を見ると、携帯乳児制度は、十分に活用されていないと言ってよい。

現在、携帯乳児制度が十分に活用されていない理由は幾つか考えられるが、その中でも、特に考えるべきは女子刑務所の置かれた状況がある。この点は、既に別の機会に紹介していることから<sup>14</sup>。そこで、女子刑務所が抱える状況について、簡潔にまとめたい。

まずは、女子刑務所では収容率が高い点である。近年では、刑務所の増設等の対策が功を奏しているものの、依然として、収容率は既決を見ると96.1%と男子刑務所と比べてもかなり高い割合となっている<sup>15</sup>。一般的に刑務所の適正な収容率が80%程度と言われていることからすると、依然として、高いことは否めない。このような過剰収容の状況は、受刑者相互のみならず、そこで勤務する刑務官にも物理的あるいは精神的に大きな負担を与える。

次に、女子刑務所では、受刑者を混禁状態で収容している点である。男子の刑務所は、受刑者の属性や犯罪傾向の進度の組み合わせにより収容を分けているが、基本的には女子刑務所にはこのような分類はない。そのため、様々な属性や犯罪傾向の進度の受刑者が、同じ刑務所に混在することとなる（このことを「混禁」という。）。混禁状態で収容することは、特に、現実に処遇に当たる刑務官に対して、大きなストレスを与えることになる。

---

14 詳細については、齋藤実「フィンランドにおける女子受刑者処遇の現在（いま）—子どもがいる女子受刑者処遇（「家族ユニット」）を中心に」獨協法学96号（2015年）181～206頁、矢野恵美・齋藤実「英国の女子被収容者マネジメントに学ぶこと—刑務所庁規則4800「女子受刑者」より」刑政125巻12号（2014年）42～57頁をご参照ください。

15 法務省法務総合研究所編『平成27年度版犯罪白書—性犯罪者の実態と再犯防止—』（日経印刷株式会社、2015年）57頁。

さらに、処遇困難受刑者の存在も見逃すことのできない<sup>16</sup>。女子受刑者は、高齢化が進んでいるとともに<sup>17</sup>、精神障害者とりわけ摂食障害者<sup>18</sup>などが一定数存在する。これらの受刑者の処遇には、通常の受刑者に比べ、さらに多くの刑務官対応が必要となることから、そのことが刑務官不足をさらに招き、他の刑務官への負担の増加となる。

このような職場環境もあいまって、高い志を持ちながらも離職する若手の刑務官が後を絶たない。大変残念ながら、相当数の刑務官が20歳代から30歳代にかけて離職しているのが現実である。

これらの状況下では、携帯乳児制度の重要性が叫ばれても、現場の女子刑務所では十分に対応することが出来ない。携帯乳児制度活用を考える場合には、女性刑務所の状況を考えて上で、対応することが不可欠である。

## 5 諸外国の状況—フィンランドの家族ユニットを例にして

### (1) はじめに

諸外国を見渡すと、例えば、イギリス<sup>19</sup>など幾つかの国々では、既に受刑者が刑務所内でその子どもを養育する制度を整えつつある。また、北欧においても、制度を順調に運営している国としてフィンランドがあり、そこでは受刑者と子どもが一緒に生活する「家族ユニット」が行われている。

### (2) 受刑者である親と子どもとの交流—家族面会制度—

受刑者とその子どもとが交流する制度として、先ず家族面会制度を簡単に紹介する。フィンランドには、受刑者である親とその子どもとの交流を担保

---

16 竹村道夫監修『彼女たちはなぜ万引きがやめられないのか?』（飛鳥新社、2013年）

17 前掲14)

18 平成20年から24年の入所受刑者で、精神障害を有する者の比率は、女子は15.4%であり、男子の7.5%よりも高い（法務省法務総合研究所編『平成25年度版犯罪白書—女子の犯罪・非行—グローバル化と刑事政策』（日経印刷株式会社、2013年）194頁）。摂食障害を有する受刑者に対して、北九州医療刑務所は積極的な処遇を行っている。同所所長の著書として、瀧井正人『摂食障害という生き方—その病態と治療』（中外医学社、2014年）。

19 詳細については、前掲5) 矢野恵美・齋藤実「英国の女子被収容者マネジメントに学ぶこと—刑務所庁規則4800「女子受刑者」より」刑政125巻12号（2014年）42～57頁をご参照ください。

するために、家族面会（宿泊）制度が設けられている。家族面会に際しては、一般の面会室が用いられる他、宿泊を伴う面会を可能にするための特別の部屋を用意している。宿泊面会をする場合には、1泊までの面会が可能となる。

家族面会制度では、年齢による制限はない。後に述べるように、家族ユニットは3歳未満の子どもを対象としており、しかも、家族ユニットに入ることのできる親子は、一定の審査を経る必要がある。そのため、家族ユニット対象者以外の受刑者を親に持つ子どもにとって、家族面会制度は、親との交流を保つために重要である。

家族面会制度があることで、受刑者は子どもをはじめとする家族との関係を維持しやすくなる。将来に対する不安を抱える受刑生活の中、子どもに会うことは精神的な安定を保つことに極めて有用であるとともに、将来の社会復帰に向けても役立つことになる。

### (3) 家族ユニットについて

フィンランドでは2010年に児童福祉法が改正され、家族ユニットを開始し、受刑者の子どもが刑務所の中で養育されている。その内容は、世界を見渡しても進歩的なものである。なお、詳細については、別の機会で紹介していることから<sup>20</sup>、ここでは特徴的な点に絞り、簡潔に紹介したい。

家族ユニットの根拠は、児童福祉法38条3項にある。ここでは、「2歳未満の子どもは、開放刑事施設において、当該施設の家族区画に収容されている既決又は未決の者とともに、その子どもの支援として居住することができる。3歳未満の子どもは、子どもの最善の利益であることに疑う余地がない場合には、家族区画において継続して居住することができる。」と規定されている。この規定を踏まえて、フィンランドで唯一の女子刑務所であるバナヤ刑務所（既決）に10名組の受刑者とその子どもが収容されている。

この規定の趣旨には大きく2つある。第1は子どもの最大の利益に資する、ということである。愛着理論も踏まえて、乳幼児期の子どもについては、一

---

20 詳細については、前掲5) 齋藤実「フィンランドにおける女子受刑者処遇の現在（いま）—子どものいる女子受刑者処遇（「家族ユニット」）を中心に」獨協法学96号（2015年）181～206頁をご参照ください。

定の要件を備えた場合には、親が養育するべきと考えられている。そのため、最大で3歳までの子どもの居住を認めた。第2は、受刑者の改善更生に資する、ということである。受刑者は自らの子どもと一緒に生活することで、改善更生のための意欲が増すと考えられている。

条文の要件を見ると、まずは、子どもの対象年齢が原則2歳半とされているが、「子どもの最善の利益」から3歳まで居住が可能となっている。また、収容場所は「開放刑事施設」とされる。フィンランドの刑務所は大きく閉鎖型刑務所と開放型刑務所に分かれるが、開放型刑務所でのみ居住が許されている。さらに、開放刑事施設の中に「家族区画」を設けることも必要となる。そのため、バナヤ刑務所では、他の受刑者の収容棟とは離れた位置に家族区画が設けられており、そこで10組の家族が生活している。このように離れた場所に位置する収容等が用いられるのは、養育される子どもが他の受刑者からの悪影響等を受けないための配慮によるものである。

居住する家族の選定の仕方を見ると、受刑者については開放型刑務所に収容されていることが必要となる。閉鎖型刑務所に収容されている場合には、家族ユニットの申請はできない。他方で子どもについては、地方自治体のソーシャルワーカーが様々な角度から判断し、家族ユニットに入れることが「子どもの最善の利益」になると判断された場合に、子どもが居住することを認めている。ソーシャルワーカーの判断において注意すべきは、フィンランドにおいても、家族ユニットは必ずしも積極的に推奨しているわけではないという点である。そのため、例えば、親、親戚さらには福祉機関による支援等により、それらを受ける方が「子どもの最善の利益」になるのであれば、そちらが優先されることになる。このような環境下でない子どもで、かつその適性がある場合に、家族ユニットで親と居住するのである。

バナヤ刑務所の家族ユニットは、8名の職員により運営されている。注目したいのは、家族ユニットを担当は法務省の職員ではなく、国立健康福祉研究所<sup>21</sup>（健康福祉省）であるということである。もちろん家族ユニットは法

---

21 健康福祉省傘下にあり、福祉行政に関連する分野を広く扱う。例えば、児童虐待や日本の少年院・児童自立支援施設を混合した国立少年収容施設なども同所が担当している。

務省管轄の刑務所内に設置されてはいる。しかし、子どもの養育や親子の関係などについては、これらの分野に経験の蓄積がある国立健康福祉研究所が担当することになったのである。このように、法務省と他の官庁とが連携している点が、家族ユニットの特徴の1つである。具体的には、職員が、各家族の担当となる。その上で、親と子との在り方などを、具体的に教え、社会復帰に備える。

## 6 携帯乳児制度が家族ユニットから学ぶこと

私は、すでに述べたように、受刑者及びその子どもに一定の条例が整った場合には携帯乳児制度を用いるべき、と考えている。もっとも、現在の携帯乳児制度は十分ではなく、主として、3点、家族ユニットから学ぶべきことがあるのではないかと考えている。

まずは、受刑者とその子どもを収容する区画についてである。子どもを刑務所で生活させる場合、懸念すべきは、子どもに対する他の受刑者からの悪影響あるいは生命身体に対する危険である。フィンランドでは収容区画を一般受刑者と分離している。このことは、是非日本でも採り入れるべきであろう。もっとも栃木刑務所や和歌山刑務所など、収容率の高い女子刑務所では余分なスペースはない。とすると、これらの女子刑務所で携帯乳児制度を行っていくこと自体が、現実的ではない。そのため、比較的収容率の低い刑務所、例えば美祢社会復帰促進センターの一区画を携帯乳児のための区画として使うなどを考えるべきである。まずは、一つの刑務所を携帯乳児制度の拠点施設とし、そこから、制度を少しずつ運用していくことが、重要ではないだろうか。

次に、担当する職員について考えたい。すでに説明しているように、女子刑務所の刑務官は、大きな負担を背負っており、これ以上の負担を刑務官に負わせることはできない。しかも、刑務官の仕事には子どもの養育はもちろ

---

る。国立少年収容施設については、齋藤実「少年刑事手続に関する2014年少年法改正とフィンランドにおける少年法制の現在」獨協法学94号（2014年）57～81頁をご参照ください。

ん含まれず、刑務官にこれらの専門性を要求することも酷である。このように考えると、携帯乳児制度の担当は、子どもの養育を専門とする職員を別に雇用すべきであろう。家族ユニットでは、国立健康福祉研究所が担当していることが、ここで参考になる。日本でも厚生労働省と提携するなどして、専門職員を確保することが妥当ではないかと考える。

最後に、対象となる家族の選定について考えたい。重要な点は、フィンランドでは、家族ユニットに収容することを積極的に推奨しているわけではない、ということである。仮に他の親や親戚が引き受ける。あるいは、他の選択肢があれば、そちらを優先させている。しかし、それらの選択肢がない場合で、親に子どもを育てる資質があると思われる場合には、子どもは家族ユニットに居住することになる。その上で、子どもが刑務所で居住するか否かの判断は、あくまでも「子どもの最善の利益」を考慮する必要があることから、社会福祉の専門家に任せている。日本でも子どもが携帯乳児として刑務所内で養育されるか否かは、厚生労働省関連の福祉の専門家に判断を委ねるべきであろう。

## 7 おわりに—携帯乳児制度の活用について

携帯乳児制度を活用すべきかという問題は、現実にはその対象となる子どもが一定数いると考えられること、さらには国際的な潮流も考えると、待ったなしに解決すべき問題である。

既に述べたように、私は、積極的に携帯乳児制度を活用すべき、とは考えておらず、他方の親や親戚、さらには里親制度が活用することが可能であれば、その可能性をまずは探るべきである、と考えている。しかし、それ以外の携帯乳児で、母親である受刑者が子どもを育てる資質がある、というケースは一定数存在すると考えられる。そのような場合には、携帯乳児制度を活用すべきである。この場合には、まさに「子どもの最大の利益」に適うと思われるからである。受刑者の子どもとして生まれてきた子どもはバンコク・ルールズの規定を出すまでもなく、何らかの責任も、ましてや罪がないことは当然である。この子どもたちを支援することは、国の重大な使命であ



論説：日本の「携帯乳児」制度がフィンランドの「家族ユニット」から学ぶこと—刑務所内で子どもを養育する意味を考える—

る。そのためにも、フィンランドの家族ユニットを参考にし、携帯乳児制度を活用する道を探っていくことは不可欠なことのようと思われる。

